

## 随意契約理由書

件名	令和7年度 海岸線 5000形車両用集電装置部品購入
契約の相手方	株式会社 高田商会 大阪支店
根拠法令	地方公営企業法 施行令 第21条の13第1項第2号に該当
随意契約の理由	<p>当該部品は、電気を架線から車両へ取り入れるために車両の屋根上に設置された集電装置を構成する部品である。車両の基本性能及び安全性を確保するために架線の高低・左右変動、車体の振動等に関わらず良好に架線に追従し常に安定した集電を行う必要があり、その機能の維持には経年劣化及び消耗した部品の定期交換が必要となる。また、それらの部品は既存装置との互換性及び高い信頼性が必要である。</p> <p>本条件を満たし部品を供給できるのは、5000形車両の集電装置を設計・製作した株式会社工進精工所以外にはないが、工進精工所が直接販売を行っていないため、独占代理店契約をしている株式会社高田商会を指名するものである。</p>
担当部署 (問合せ先)	交通局 高速鉄道部 地下鉄車両課 御崎検修係 (電話番号078-652-7340)